

## 鳥取県告示第483号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成21年7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西山 靖代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市富安二丁目159
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行うとともに環境保全、まちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の権利の擁護及び市民の利益の増進と生活の安定ならびに社会発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
総会